（ 設　立　認　証　申　請　用 ）

横浜市へは、コピー（謄本）を提出してください。原本は、法人で保管してください。

**記載例**

誓　約　及　び　就　任　承　諾　書

法人の名称と設立代表者の氏名を

記入してください

設立代表者＝申請者となります。

法人の名称　特定非営利活動法人　○○○○

設　立　代　表　者 横浜　太郎 様

役員の人数分必要な書類です。

設立代表者の方も必要です。

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約

するとともに、特定非営利活動法人　○　○　○　○　の設立認証があったときは、同法人の○○に就任することを承諾します。

ここに入るのは、「理事」又は「監事」のどちらかです。

法人の名称を記入してください。

○○年　○○月　○○日

住所、氏名とも住民票の記載どおりとしてください。

署名（直筆）の場合、押印は省略してあっても構いません。

　日付は「設立総会の日」～「申請日」までの日にちが入ります。「設立総会の日」より前の日付にはなりません。

横浜市中区港町１丁目１番地

よこはま　　まるお

　横浜　　　○男

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

各役員の住所又は居所を証する書面について・・・

　住民登録をする方は、住民基本台帳ネットワークでの確認が可能です。横浜市が同ネットワークにより確認をすることに同意する方については、住所又は居所を証する書面（住民票の写し等）の添付は不要です。

上記以外の方については、住所又は居所を証する書面の添付が必要になります。書面の詳細については、「設立認証申請に必要な書類　⑤」（14ページ）をご参照ください。

（役員の欠格事由）

第二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三　この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（中略）に違反したことにより、又は刑法（中略）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四　暴力団の構成員等

五　第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

六　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

（役員の親族等の排除）

第二十一条　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。